

運輸安全マネジメントへの取り組み

竹之内運送(株)は、運輸安全マネジメントを構築・導入し、輸送の安全の確保に努め、継続的な改善活動を行う。

■運輸安全マネジメント実施概要

基本方針（平成 30 年度）

“安全はわが社の基本品質”

（各サイトに掲示しています）

竹之内運送株式会社は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、絶えず輸送の安全性の向上を図るため、経営トップから現場まで一丸となり、当社が展開する運輸サービス業務の全活動において、**基本方針に基づき**以下の活動を推進する。

1. 経営トップは輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
2. 全従業員に対し、法令の遵守及び、輸送の安全確保が最重要であることの認識を徹底させ、全従業員が一丸となって絶えず安全性の向上に努める。
3. 輸送の安全に関する PDCA を確実に実施する。

■ 輸送の安全に関する目標及び達成状況

平成 30 年度の目標

『死亡事故・重大事故・人身事故 “0”』

『それ以外の有責事故削減（前年比 25%減）』（3 件以内）

『ゴールド免許保有率 up』（52.9%以上）

平成 29 年度の状況

（目標） 『死亡事故・重大事故・人身事故 “0”』

『それ以外の有責事故削減（前年比 25%減）』（6 件以内）

『ゴールド免許保有率 up』（48%以上）

（結果）

死亡事故・重大事故・人身事故

0 件 **目標達成！**

それ以外の有責事故

人身事故 0 件（有責事故 0 件） **目標達成！**

物損事故 8 件（有責事故 5 件） **目標達成！**

ゴールド免許保有率

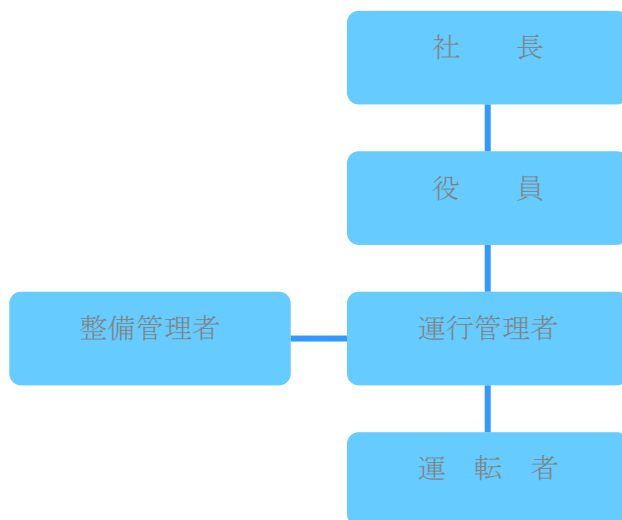
52.9 %（3 月 31 日時点） **目標達成！**

■ 事故に関する統計

（自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）

平成 29 年度・・・・・・・・該当事件なし

■ 組織体制及び指揮命令系統



■ 輸送の安全に関する重点施策及び教育・研修の計画

重点施策及び教育・研修名		担当	実施予定
デジタルタコグラフによる個別指導	日報判定 E のものに対し、即時指導	運行管理者	毎日
	毎月末に E 判定 3 回以上の者には翌 10 日までに指導	運行管理者	毎日
同乗指導	運転マナーで苦情を受けた者	運行管理者	随時
	事故多発者	運行管理者	随時
安全運転研修	全社員	外部講師	年 1 回
外部安全運転研修	希望者及び運行管理者が指名した者	外部講師	年 1 回
新任運転教育	新任運転手	運行管理者	随時
適正診断	年 7 名程度	事故対策センター	随時
短期重点月間、週間	バック事故ゼロ週間		7.12 月
	交差点事故ゼロ週間		6.11 月
無事故運動	セーフティラリー他		随時
交通安全運動	春・秋の交通安全運動		年 2 回
運輸安全マネジメント	内部監査		10 月
	アルコールチェッカーによるコンプライアンスの徹底		毎日
無事故表彰			11 月

■ 輸送の安全に関する実績

平成 29 年度実績

1. デジタルタコグラフを設置 2 台
2. 交通安全講習会を実施 2 回
3. 適性検査を実施 2 名
4. 無事故表彰を実施 9 名
5. 無事故運動参加 9 名

平成 30 年度実績

- 昨年度 1. ～ 5. を継続
6. ドライブレコーダー 2 台
 7. カメラの設置（車内、車外） 4 台

■ 事故、災害等の関する報告連絡体制

環境マネジメント 緊急時対応業務手順書【TWK-106】（付表-1）参照

第一章 総 則

第1条 【目 的】 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法第15条及び第16条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 【規程の適用範囲】 本規程は、当社の貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための方針等

第3条 【輸送の安全に関する基本的な方針】 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に法令の遵守及び安全最優先の原則の周知を図る。

2. 輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック及び改善（PDCA サイクル）を確実に実施するとともに、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって輸送の安全の向上に努める。

第4条 【輸送の安全に関する重要施策】 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次の事項を実施する。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意味を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを適確に実施すること。

第5条 【輸送の安全に関する目標】 前条に掲げる方針に基づき、目標を定める。

第6条 【輸送の安全の確保に関する計画】 第4条の輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための管理の体制

第7条 【社長等の責務】 社長は輸送の安全の確保全般を総括する。

2. 役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 役員は、輸送の安全の確保に関し、運行管理者の意見を尊重する。
4. 役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条 【社内組織】 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 運行管理者
- (2) 整備管理者
- (3) その他必要な責任者

2. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める。

第9条 【運行管理者の責務】 運行管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、役員に報告すること。
- (6) 役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等事故防止その他の必要な改善について検討し、措置を講じること。
- (7) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための管理の方法

第10条 【輸送の安全に関する重点施策】 目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に基づく重点施策を着実に実施する。

第11条 【輸送の安全に関する情報の共有及び伝達】 役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努めえる。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第12条 【事故、災害等に関する報告連絡体制】 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、緊急時対応業務手順書（TWK-106）に定める。

2. 事故、災害等に関する報告が、運行管理者、役員又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 運行管理者は、報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則第2条（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第13条 【輸送の安全に関する教育及び研修】 輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

第14条 【輸送の安全に関する内部監査】 運行管理者は、自ら又は運行管理者が指名する者を実施責任者として、安全運転マネジメントの実施状況を点検するため、毎年10月、輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 運行管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、役員に報告するとともに、必要により輸送の安全の確保のために緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第15条 【輸送の安全に関する業務の改善】 役員は、運行管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、必要に応じた改善に関する方針を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2. 役員は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための措置を講じる。

第16条 【輸送の安全に関する記録の保管】 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故災害時の報告、運行管理者の指示、内部監査の結果、役員に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。

附 則

本規程は、2008年4月1日より施行する。